

境港市建設工事指名業者選定要綱

(趣旨)

第1条 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事をいう。）を指名競争入札に付する場合において指名する建設業者（以下「指名業者」という。）の選定については、この要綱の定めるところによる。

(基本方針)

第2条 指名業者の選定に当たっては、善良な中小企業の育成に配慮するとともに、市内に本店又は、支店を有する者への受注機会の確保を図るものとする。

2 指名業者の選定に当たっては、境港市建設工事入札参加資格審査要綱（平成15年1月1日施行）に定める建設工事入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）の中から選定するものとする。

(指名業者選定基準)

第3条 工事を発注する際の指名業者の選定については、次項から第5項までに定めるところによる。

2 境港市建設工事入札参加資格者格付審査要綱（平成15年1月1日施行）第2条に定める格付対象工事の種別（以下「格付工種」という。）の指名業者選定に当たっては、格付工種ごとに当該工事の請負対象設計金額に応じ、別表に定める格付等級に属する有資格者の中から選定する。ただし、特別な技術を要する場合などにおいて第5条に規定する建設業者指名審査委員会が承認したものについては、この限りでない。

3 前項本文の規定による選定は、次の各号に掲げる項目に係る各業者の状況を勘案して、指名する業者を選定するものとする。

- (1) 指名件数
- (2) 発注工種の工事の受注額
- (3) 工事規模
- (4) 工事成績
- (5) 技術者の数
- (6) 地理的条件
- (7) 本工事に対する適性

4 格付工種以外の建設工事に係る指名業者を選定する場合には、前項第1号、第2号及び第5号から第7号に掲げる事項に係る各業者の状況を勘案して適当と認められる者を選定する。

5 指名業者選定に当たっての留意事項

(1) 次の一に該当する業者については、その状況が改善されるまでの間は指名しないことができる。

ア 工事の進捗が遅れている業者

イ 経営内容が著しく不健全であると認められる業者

ウ 賃金の支払い等労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる業者

(2) 境港市建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（令和3年4月1日施行）別表第1又は別表第2に該当するような事件が発生した場合でも、同要綱第3条の規定により資格停止が行われるまでの間は、本要綱の規定に従い指名選定を行うものとする。

(指名業者の数)

第4条 指名業者の数は、原則として8社以上とする。ただし、特殊な工事等でこれによりがたい場合は、この限りでない。

(建設業者指名審査委員会)

第5条 境港市事務専決及び代決規程（昭和45年境港市訓令第2号）に定めるところにより指名業者の決定に関しての審査の適正を期するため、建設部に建設業者指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、管理課長（以下「内申者」という。）の内申に基づき、第3条に定める指名業者選定基準（以下「指名業者選定基準」という。）により審査し、指名業者を選定する。

3 審査委員会は、建設部の課長職以上の者及び主管課（所）長をもって組織する。ただし、必要に応じて技師を加えることができる。

4 審査委員会には委員長を置き、建設部長をもって充てる。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

6 審査委員会は、指名業者の選定に当たり、委員長が召集する。

7 審査委員会は、委員の過半数以上の出席により、議事を開き審査することができる。

8 委員会の事務は、建設部管理課において行う。

9 審査委員会の審議は、公開しない。また、委員は審査委員会の審議の内容を他に漏らしてはならない。

(指名業者の内申手続き)

第6条 内申者は、管理課に入札依頼書が提出された時、指名することが適当と認められる業者を審査委員会へ内申するものとする。

- 2 内申者は、前項の内申に当たっては、指名業者選定基準に基づき選定するものとする。
- 3 内申者は、内申に当たり、建設工事請負者指名内申及び審査表（様式第1号）を審査委員会に提出するものとする。また、指名業者選定資料（様式第2号）も併せて提出するものとする。

（その他）

第7条 工事の内容により、一の発注工事種別の有資格者の中から指名業者の選定することが困難である場合には、複数の発注工事種別の有資格者の中から指名業者を選定することができる。

附 則

この要綱は、平成15年5月7日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月7日から施行する。

別表

区 分	A 級	B 級	
		B 1 級	B 2 級
土木一式工事（一般）	2,000万円以上	2,000万円未満	1,000万円未満
建築一式工事（一般）	3,000万円以上	3,000万円未満	1,500万円未満
舗装工事	500万円以上	500万円未満	
管工事	1億円未満	2,000万円未満	
電気工事	1億円未満	1,000万円未満	